

茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

茂原市教育長 内田達也

茂原市教育委員会規則第7号

茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の管理する公共施設に係る電話予約の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「電話予約」とは、教育委員会で管理する公共施設を電話で予約することをいう。

(施設)

第3条 教育委員会が管理する公共施設のうち、電話予約を取り扱う施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第66号）第3条に規定する施設
- (2) 茂原市市民体育館条例（昭和57年茂原市条例第20号）第2条に規定する施設
- (3) 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年茂原市条例第14号）第2条に規定する施設
- (4) 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例（平成6年茂原市条例第1号）第2条に規定する施設

2 電話予約を行うことができる対象施設は、別表に掲げる電話予約の対象施設とする。

(利用者登録の申込)

第4条 前条に規定する施設（以下「各施設」という。）の電話予約を利用しようとする者は、電話予約を行う前に茂原市公共施設利用者登録申込書【個人用】（別記第1号様式）又は茂原市公共施設利用者登録申込書【団体用】（別記第2号様式）（以下総称して「登録申込書」という。）に必要事項を記入のうえ、利用を希望する各施設に提出し、教育委員会の登録を受けるものとする。

（利用者登録カードの発行等）

第5条 前条に規定する登録申込書の提出があった場合は、提出を受けた各施設（以下「受付施設」という。）において申込内容及び運転免許証、マイナンバーカードその他これらに類する身分証明書を確認し、適当と認めたときは、利用者登録簿（別記第3号様式）に記入するとともに茂原市公共施設電話予約利用者登録カード【個人用】【団体用】（別記第4号様式。以下「登録カード」という。）を発行する。

2 登録カードは、登録手続きを行った各施設の電話予約を行う場合に限り有効とする。

3 登録カードの有効期限は、発行日から3年とする。

（利用者登録の変更）

第6条 前条の規定による利用の登録を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、申し込んだ登録申込書の記載事項に変更が生じたときは、登録申込書の変更を受付施設に提出しなければならない。

（利用者登録の更新）

第7条 利用登録者は、利用者登録を更新しようとするときは、登録カード及び登録申込書の更新を受付施設に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用者登録の更新の申込みは、登録カードの有効期限が満了する日の1か月前から行うことができる。

3 更新後の登録カードの有効期限は、第5条第3項の規定にかかわらず、更新前の登録カードの有効期限から3年とする。

（利用者登録の廃止）

第8条 利用登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、利用者登録の廃止を受付施設に提出しなければならない。

（利用者登録及び電話予約の申込み等の受付時期等）

第9条 利用者登録の新規、変更、更新、再発行、廃止及び電話予約による各施設の申込受付時間は、午前9時から午後5時までとし、電話予約の申込受付時期は、別表に掲げる申込受付時期と

する。ただし、茂原市の休日に関する条例（平成元年茂原市条例第16号）第1条第1項に規定する日及び教育委員会が必要と認めた休館日の申込受付は除くものとする。

（申込の受付手続き）

第10条 受付施設は、利用登録者から電話による予約の申込みがあったときは、対象施設の空き状況等を確認し、予約ができると認めるときは、受付施設で管理する台帳等を処理するとともに、電話予約受付簿（別記第5号様式）に記入する。

2 電話予約の申込受付手続きが完了したときは、前項の規定により電話予約の申し込みを行った利用登録者にその旨を伝えるものとする。

（使用の許可及び使用料の支払い）

第11条 電話予約の申込受付手続きが完了した者は、電話予約した対象施設を使用する前までに、受付施設に係る条例及び規則に基づき、対象施設の使用許可を受け、使用料を支払わなければならない。

（登録カードの紛失等）

第12条 利用登録者は、登録カードを紛失又は棄損したときは、受付施設に報告するものとする。この場合において、再度、登録カードの発行を受けようとする者は、第4条に規定する登録申込書により、登録カードの再発行を受けるものとする。

（禁止事項）

第13条 利用登録者は、登録カードを他人に譲与し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用登録の取消し）

第14条 教育委員会は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消すことができる。

（1） 利用登録者が偽りその他不正な手段により利用者登録を受けたことが判明したとき。

（2） 利用登録者がこの規則に違反し、教育委員会の指示に従わないとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が利用登録者として適当でないと認めたとき。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

別表（第3条第2項及び第9条）

施設の名称	電話予約の対象施設	申込受付時期
茂原市中央公民館	大会議室 小会議室 研修室 調理室 講座室 ギャラリー	使用日前1か月から当日まで。ただし、対象施設を午後5時以降に使用する電話予約を行う場合は、使用日前1か月から使用日前1週間までとする。
茂原市本納公民館	多目的ホール 会議室 研修室 調理室 音楽室・プレイルーム	
茂原市鶴枝公民館	大会議室 小会議室 研修室 料理実習室 講座室	
茂原市市民体育館	大体育室	使用日前2週間から当日まで
茂原市東部台文化会館	第1会議室 小会議室 多目的室 和室 第2会議室 調理実習室 集会室・娯楽室 トレーニング室 音楽室 第3会議室 和室	使用日前1か月から当日まで

	研修室	
	相談室	
	音楽ホール	使用日前1か月から当日まで
	体育センター	使用日前2週間から当日まで
茂原市立美術館・郷土資料館	市民ギャラリー 実習室	使用日の属する月前5か月の1日から当日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条及び第5条の規定による利用者登録に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。